

展示会等総合推進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 展示会等総合推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成24年4月19日府政沖第149号）、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）、その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、沖縄県内で開催される展示会等に対し補助金を交付することにより、ウィズコロナにも対応した展示会等の開催実績を伸ばし、展示会等開催地としての魅力向上及びMICEを経済成長のプラットフォームとして活用するための推進体制を構築することを目的とする。

(定義)

第3条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 展示会等 展示会、商談会、見本市をいう。
- (2) ハイブリッド開催 リアル（対面）とオンラインを組み合わせた展示会等の開催形式をいう。

(補助対象事業者)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる者は、沖縄県内でハイブリッド開催される展示会等の主催者又は主催者から展示会等の運営を委託された事業者とする。

(交付の対象経費及び補助率)

第5条 知事は、展示会等主催者又は主催者から展示会等の運営を委託された事業者が沖縄県内でハイブリッド開催する展示会等のうち、県の産業振興に寄与すると見込まれる分野を対象とするもので、補助金交付の対象として知事が認める事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助対象事業に必要な経費として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 前項の補助対象の経費、項目、要件、補助率及び上限額については別表第1に定める。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号の交付申請書及び別に知事が定める添付書類を知事に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の申請書を、補助対象事業を開催する日から起算して14日前までに知事に提出しなければならない。ただし、この要綱の適用の日から事業実施までの期間がその日数に満たない場合は、この限りではない。
- 3 申請者は、前項の交付申請を行うに当たって、千円未満の額は切り捨てて報告しなけれ

ばならない。

- 4 第1項の交付の申請をするに当たって、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 5 申請者は、補助対象経費を同じくする他の補助金と重複して申請してはならない。

（交付の決定）

- 第7条 知事は、前条の申請を受けたときは、申請書を審査し、申請に係る補助事業が適正であると認めるときは、別記様式第2号による交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。
- 2 前項の交付の決定にあたり、知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

（交付決定の条件）

- 第8条 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 前条の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ別記様式第3号様式の変更等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (2) 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
 - (3) 知事は、前項の規定により交付決定内容の変更を承認し、又は条件を付した場合は、別記様式第4号様式の補助金交付決定変更承認通知書により、補助事業者に通知するものとする。
 - (4) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ別記様式第5号の中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
 - (5) 知事は、前項の規定により、交付決定の内容の中止又は廃止を承認した場合は、別記様式第6号の中止（廃止）承認通知書により、補助事業者に通知するものとする。
 - (6) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第7号の事故報告書により知事に報告を行い、その指示を受けること。

(交付決定の取消し等)

第9条 知事は、前条第4号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容(第8条第1号に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合、別記様式第8号による交付決定取消通知書により補助事業者に通ずるものとする。なお、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずることができる。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付が無い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した遅延金を徴するものとする。

(申請の取り下げ)

第10条 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請を取下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の申請の取り下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、別記様式第9号の交付申請取り下げ書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは、速やかに別記様式第10号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受けた場合は、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行うこととする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して、30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、別記様式第11号による実績報告書及び別に知事が定める添付書類を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の2月末日までに補助事業を完了しなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、千円未満の額は切り捨てて報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 5 補助事業者は、補助事業の完了後においても知事の指示があるときは、補助事業に係る実績、効果等について報告しなければならない。

(額の確定)

- 第13条 知事は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第12号による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項において確定をしようとする補助金の額に、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(補助金の請求)

- 第14条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、支払うものとする。
- 2 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに別記様式第13号の精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 知事は、第13条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第14号により知事に速やかに報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の返還については、第9条第4項の規定を準用する。

(立入検査)

- 第16条 知事は、補助金の交付手続き上必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な書類の提出を求め、又は関係職員(その委任を受けた者を含む。)に帳簿、証拠書類、その他必要な物件を検査させることができる。

(補助金の経理)

- 第17条 補助事業者は、補助事業の経理について、他の経費と明確に区分し、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の廃止した日又は完了した日の属する日の年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(事業実施の委託)

第 18 条 補助事業に係る問い合わせへの対応並びに申請書及び報告書等の受付に係る業務は、受託団体に委託するものとする。

- 2 補助金交付希望者及び補助事業者は、補助事業に係る問い合わせがある場合は、受託団体に問い合わせを行うものとする。
- 3 補助金交付希望者及び補助事業者は、補助事業に係る交付申請書及び実績報告書等を受託団体経由で知事に提出するものとする。
- 4 前項における交付申請書及び実績報告書等について、受託団体は形式審査および修正に必要な事務処理を行い知事に提出するものとする。

(雑則)

第 19 条 本要綱に定めるほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

- 2 本要綱に規定する申請書その他の書類は、1部とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

この要綱の終期は、令和4年3月31日とする。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表 1 (第 5 条第 2 項関係)

補助対象経費	項目	補助の要件	補助率及び補助上限額
ハイブリッド開催される展示会等のオンライン配信に係る経費	<p>機材リース代</p> <p>委託費</p>	<p>沖縄県内で開催される展示会等であること。</p> <p>出展者数30社以上で、うち40%以上が県外事業者であること。</p> <p>機材リース及びオンライン配信業務委託は、契約の相手方が沖縄県内事業者であること。</p>	<p>【補助率】 1 / 2</p> <p>【補助上限額】 1 開催あたり、30万円を上限とする。</p> <p>【その他】 補助率により算定した補助金額と補助上限額を比較し、低い方の金額を交付する。</p>